

むつ市地域おこし協力隊サポート業務仕様書

1 業務名

むつ市地域おこし協力隊サポート業務

2 業務の目的

協力隊員の相談窓口の一本化を図り、協力隊員の育成、人脈ネットワーク構築、地域情報の提供等、一元的な支援を行うことにより、協力隊員の資質向上と出口戦略構築の支援を行い、安定的な定住・定着を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

むつ市内全域（必要に応じ市外における業務の実施を妨げない。）

5 業務内容

本市が任用又は委嘱する地域おこし協力隊員を対象とし、委託業務内容は次のとおりとする。

なお、受託者から提案され、効果的な取組であると市が認める場合は委託契約金額の範囲内で、これ以外の業務も実施する。

(1) 隊員の活動に対する個別的指導助言等によるサポートの実施

① 隊員の活動を理解し、活動に求められる個別の知識やスキルの習得に必要な指導助言を行うこと。

② 隊員の活動状況等について、情報共有を図りながら適切な業務が遂行されるよう、月1回定期面談を実施すること。また、その他必要に応じて適宜実施する。

なお、定期面談の際には、政策推進部企画課職員も1名以上同席させること。

(2) 隊員と地域住民のつながりづくり

隊員が活動する上で必要なネットワークづくりをサポートすること。

(3) 隊員向け研修の実施

隊員が希望する活動やMISSIONの達成につながる研修を実施すること。

なお、研修内容・回数については、市との協議の上、決定する。

(4) 隊員の任期終了後の定住・定着に向けた支援

隊員の任期終了後の地域での活動の継続など、定住・定着に向け、必要な助言・提案等を行うとともに、任期終了後の活動等についての面談を年1回実施すること。

なお、面談の際には、政策推進部企画課職員も1名以上同席させること。

(5) 打合せ記録簿等の作成

定期面談や市との打合せ等を実施した際には、打合せ記録簿等を作成し、翌月の15日までに、市へ報告すること。

なお、様式は任意及びPDFとし、提出方法は電子メールとする。

(6) その他活動の円滑な実施に関する業務

6 業務の実施に係る留意事項

(1) 受託者は、業務の実施に当たって関係法令及び条例等を遵守すること。

(2) 受託者は、業務の実施に当たって委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で進めること。

(3) 受託者は、本業務により知り得た個人情報及び業務上の情報について、第三者に漏えいしてはならない。なお、契約終了後も同様とする。

(4) 委託者の意図及び目的を十分理解した上で、サポート業務を遂行するに当たり、適切な支援体制を整えること。

7 業務実施状況の報告

受託者は、本業務の進捗について、委託者から求めがあった場合は適宜報告するものとする。

8 成果品の提出

次のものを成果品として提出すること。なお、提出様式については例示であり、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

(1) 実施計画書

(2) 実施記録

(3) 最終報告書

9 著作権

(1) 成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属する。また、成果品は委託者等が複製のための、長さを調整するなどの再編集や、他からの依頼で、部分的に素材として提供するなど、委託者等による二次利用を可とすること。

(2) 委託者等による二次利用については、無償とする。

(3) 成果物について受託者は、委託者及び委託者の指定する者に対し著作人格権を行使しないものとする。

10 その他

(1) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写及び漏えいをしてはならない。

(2) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速や

- かに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議し、その指示に従うものとする。